

## **PRI Discussion Paper Series (No.21A-1)**

## 所得税・住民税における控除の負担軽減効果および再分配効果

信州大学社会基盤研究所教授 / 財務省総合政策研究所上席客員研究員 大野 太郎

財務省総合政策研究所研究員

坂巻 潤平

東京大学大学院農生命科研究准教授/財務省総合政策所上席客員研究員 小嶋 大造

2021年5月

本論文の内容は全て執筆者の個人的見解であり、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式 見解を示すものではありません。

財務省財務総合政策研究所総務研究部 〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1 TEL 03-3581-4111 (内線 5489)

## 所得税・住民税における控除の負担軽減効果および再分配効果\*

大野 太郎\*\* 坂巻 潤平\*\*\* 小嶋 大造\*\*\*\*

#### 概要

日本の所得税・住民税制において控除制度のあり方は重要な政策課題の一つであるが、その検討にあたっては控除による負担軽減効果の構造や所得再分配機能への影響についてエビデンスに基づいた実態把握が欠かせない。本稿では『全国消費実態調査』(1994~2014年)の個票データを用い、20年間における控除の負担軽減効果および再分配効果を定量的に評価する。当初、控除の負担軽減効果(軽減額の対総所得比)は高所得層ほど高かった。しかし、経年的には高所得層の優遇が低下しつつあり、近年の負担軽減効果は比例的な構造にある。こうした中、控除の再分配効果は上昇しつつあり、格差是正の役割を高めているが、このことは制度変更による寄与が大きいことが示された。

JEL 区分: C15, H24

キーワード: 所得税, 住民税, 控除, 全国消費実態調査

<sup>\*</sup> 本研究の一部は科学研究費助成事業(基盤研究(C)(一般)18K01647,21K01538)からの助成を受けており、また総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を利用している。関係者各位に厚く御礼を申し上げる。なお、本稿の内容は全て筆者らの個人的見解であり、著者らが所属する機関の公式見解を示すものではない。

<sup>\*\*</sup> 信州大学社会基盤研究所教授/財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

<sup>\*\*\*</sup> 財務省財務総合政策研究所研究員

<sup>\*\*\*\*\*</sup> 東京大学大学院農学生命科学研究科准教授/財務省財務総合政策研究所上席客員研究員

#### 1. はじめに

日本では近年、社会保障制度の維持には家計の税負担の見直しが必須であると考えられる中、基幹税である所得税・住民税の再検討も求められている。これらの税制においては、例えば手厚い所得控除により課税ベースが大きく侵食されている点が指摘されるなど、控除制度のあり方も重要な政策課題の一つとなっている。

こうした論点は海外では租税支出(Tax expenditure)の研究に含まれる。租税支出とは、 「所得控除(Deductions)、課税除外(Exclusions)、税額控除(Credits)、軽減税率(Favorable Rates)などの租税特別措置であり、特定の活動や産業、納税者層に減税の恩恵を与えるも の」(Burman et al. 2017, p. 109) とされ、そこでは租税支出による負担軽減の大きさについて 考察されてきた(Burman et al. 2008; Poterba 2011; Altshuler and Dietz 2011; Albarea et al. 2015; Avram 2018; Burman et al. 2017)。これに対して、日本では所得税・住民税制が主に所得控除 を多用する仕組みとなっていることもあり、学術面でも所得控除の大きさとそれによる課 税ベースの侵食の度合いを計測する取り組みが多い(森信・前川 2001; 田近・八塩 2006a, 2006b, 2008, 2010; 上村 2008; 望月ほか 2010; 金田 2014; Morinobu and Nakamoto 2013; Matsuda et al. 2013; Nakamoto 2014; Yashio and Hachisuka 2014; 上村・足立 2015; Ohno et al. 2020)。また、税の再分配効果に関する研究の中で控除の寄与を計測する取り組みもある(望 月ほか 2010; Miyazaki and Kitamura 2016; 金田 2018; 土居 2017; Miyazaki et al. 2019)。他方、 日本政府の税制調査会が「所得控除方式は高所得者ほど税負担の軽減額が大きいことを踏 まえ、所得再分配機能を回復する観点から、そのあり方について見直しを行う必要がある」 (税制調査会 2016, p.6) と指摘するように、控除制度のあり方が税制上の重要な政策課題 と位置づけられる中で、控除の負担軽減効果に着目した議論が高まっている。このように、 控除による負担軽減やそれに伴う再分配効果への影響に対する関心が高まっているものの、 これらを定量的に評価する取り組みは乏しい。現状では「どのような階層が負担軽減の恩恵 を大きく受けているのか」(負担軽減効果の構造)や「控除に伴う負担軽減が税を通じた所 得格差是正の効果をどのように変化させるのか」(再分配効果への影響)に関するエビデン スが少なく、今後の控除制度のあり方を議論するにあたって実態把握すら十分ではない。

そこで、本稿では『全国消費実態調査』(1994、1999、2004、2009、2014 年)の個票データ (調査票情報)を使用し、ここ 20 年間における日本の所得税・住民税に焦点を当て、控除の負担軽減効果と再分配効果について定量的に評価することを試みる<sup>1</sup>。本稿の目的を達成するにあたっては、まず世帯ごとに税制上どの控除が適用されるかを考慮することが欠かせない。そのため、調査票に記載された世帯の収入・家族構成に現実の税制を当てはめて控除額や税額を推計するマイクロ・シミュレーションの手法を活用する。その上で、控除による負担軽減効果を捉えるにあたっては、控除を適用するかどうかによって税額がどの程

<sup>1 『</sup>全国消費実態調査』のマイクロ・データを用いて日本の税制・社会保障制度の分析を行った研究としては田中・四方(2012)、田中ほか(2013)、北村・宮崎(2013)、Miyazaki and Kitamura(2016)、Ohno and Kodama(2017)、Ohno et al.(2018)、金田(2018)、Miyazaki et al.(2019)、Tanaka and Shikata(2019)、松本ほか(2020)がある。

度変化するかを計測する。具体的には Burman et al.(2017)の手法を採用し、控除による負担軽減額を世帯ごとに推計する。まず、実際の税制を反映した税額計算プロセスを当てはめて、控除を適用した場合の税額(税額 a)を推計する。次に、控除を適用しない場合の仮想的な税額(税額 b)を推計する。控除は減税措置であるため、税額 b は常に税額 a を上回る。そして、双方の税額の差(=税額 b - 税額 a)を控除による負担軽減額として扱う。

また、日本の税制・社会保障制度における再分配効果の研究でも家計の個票データを用いた取り組みは多い<sup>2</sup>。一連の研究において再分配効果は税制・社会保障制度による負担・給付を通じた所得格差の変化に着目するが、この再分配効果の時点間比較には制度の変更に伴う「制度変更要因」のみならず、所得分布や人口構成などの変化に伴う「非制度変更要因」の影響も含まれる。そこで、本稿では Bargain and Callan(2010)や Bargain(2012)と同様の手法を採用し、控除の再分配効果における変化を制度変更要因と非制度変更要因へ分離する。すなわち、比較期間中において「仮に制度変更がなかった場合に所得分布や人口構成などの変化が再分配効果に及ぼす影響」(非制度変更要因)を考慮しながら、「制度変更それ自体が再分配効果に及ぼす真の寄与」(制度変更要因)を抽出する<sup>3</sup>。

本稿の構成は以下のとおりである。まず2節では、1994年以降における所得税・住民税制の変遷について確認する。3節では使用するデータ、および所得税・住民税額の推計手法について説明する。4節では控除による負担軽減効果の構造を把握し、5節では控除の再分配効果への影響を考察する。最後に6節で結論とインプリケーションについて述べる。

#### 2. 所得税・住民税制の変遷4

ここでは日本の所得税・住民税制について変遷を確認する5。本稿の考察対象とする控除は基礎控除、配偶者控除(配偶者特別控除を含む)、扶養控除、社会保険料控除、給与所得控除、公的年金等控除、老年者控除といった7つの所得控除、および定率減税や調整控除といった2つの税額控除である。表1と表2はこれらの所得税・住民税制の変遷を示している。住民税の制度変更は所得税の制度変更と同様であるため、以下では主に所得税における控除制度の変遷を中心に説明する。

基礎控除に関して、1994年までは一律35万円であったが、1995年からは一律38万

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 日本の税制・社会保障制度における再分配効果の研究としては阿部(2000)、大石(2006)、府川(2006)、橘木・浦川(2006)、田中・四方(2012)、北村・宮崎(2013)、上村・足立(2015)、土居(2017)がある。また、再分配効果の要因分解を行う研究も進んでいる。第1に、税制・社会保障制度の再分配効果を年齢階層内要因と年齢階層間要因に分解する取り組みがある。こうした研究としては Oshio(2002)、大竹(2005)、小塩・浦川(2008)、小塩(2009)がある。第2に、税の再分配効果を税率要因と控除要因に分解する取り組みもある。こうした研究としては Miyazaki and Kitamura(2016)、金田(2018)、Miyazaki et al.(2019)がある。第3に、税・社会保険料の再分配効果を制度変更要因と非制度変更要因に分解する取り組みもある。こうした研究としては Ohno et al.(2018)がある。

<sup>3</sup> Bargain(2014)はこうした再分配効果における制度変更要因と非制度変更要因の要因分解に関するサーベイを提供している。

<sup>4</sup> 税制の変遷は、Ohno et al.(2020)を参考にしている。

へ引き上げられた。2020年からは控除額を最大 48万円とし、ただし合計所得が 2,400万円超となる場合には段階的に控除額が逓減して、合計所得が 2,500万円超となるときは控除額がゼロとなるように変更された。

配偶者控除に関して、1994年までは控除対象配偶者の所得要件を35万円以下とし、控除額は一般で35万円、70歳以上で45万円であった。1995年からは所得要件および各種の控除額を3万円ずつ引き上げて控除が拡大された。2018年からは所得要件を据え置き、控除額も最大38万円のままであるが、合計所得が1,000万円超となる場合は控除額がゼロとなるように変更された。2020年からは控除対象配偶者の所得要件を拡大して48万円へ引き上げ、ただし控除額は据え置いている。一方、配偶者特別控除に関して、2003年までは配偶者控除の控除対象配偶者にも上乗せ適用があり、最高38万円の控除額を受けることができた。これに対して、2004年からは控除対象配偶者の上乗せ適用を廃止した。2018年からは控除対象配偶者の所得要件が最大76万円から123万円へ、さらに2020年からは133万円へ拡大された。

扶養控除に関して、1994 年までは控除対象扶養親族の所得要件を 35 万円以下とし、控除額は一般で 35 万円、特定扶養親族(年齢 16 歳以上 23 歳未満)で 50 万円、老人扶養親族 (年齢 70 歳以上)で 45 万円、また老人扶養親族のうちで同居している場合で 55 万円であった。1995 年からは所得要件および各種の控除額を 3 万円ずつ引き上げ、扶養控除の対象範囲と控除額が拡大された。1998 年からは特定扶養親族のみ控除額を 58 万円へ引き上げ、さらに 1999 年からは年少扶養親族(年齢 16 歳未満)の控除額を 38 万円から 48 万円へ引き上げ、特定扶養親族の控除額を 58 万円から 63 万円へ引き上げられた。ただし、その後 2000 年からは年少扶養親族の控除額を 48 万円から 38 万円へ引き下げ、一般と同じ扱いとされた。また、当時の民主党政権下において、2010 年から 16 歳未満の子供を扶養する保護者等へ金銭手当を支給する「子ども手当」が導入され、それに伴って 2011 年からは16 歳未満については扶養控除の対象に含まれず、また 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族については控除額を 63 万円から 38 万円へ引き下げ、一般と同じ扱いとされた。2020年からは控除額は据え置きつつ、控除対象扶養親族の所得要件を 38 万円から 48 万円まで引き上げ、扶養控除の対象範囲が拡大された。

給与所得控除に関して、ブラケットごとに定率控除を適用している。2013年からは控除額の上限が適用され、給与収入1,500万円超で控除額が頭打ちとなった(控除額245万円)。その後は上限がさらに引き下げられ、2016年からは給与収入1,200万円超(控除額230万円)、2017年からは給与収入1,000万円超(控除額220万円)、2020年からは給与収入850万円超(控除額195万円)で控除額が頭打ちとなった。また、2020年からは基礎控除の控除額を増額する代わりに給与所得控除の控除額は減額された。

公的年金等控除に関しては、定額控除とブラケットごとの定率控除といった2つを組み合わせて控除額が設定されている。2004年までは最低控除額が65歳以上で140万円、65歳未満で70万円であった。2005年からは最低控除額が65歳以上で120万円、65歳未満

で70万円となり、控除額に関する65歳以上と65歳未満の格差が緩和された。2020年からは基礎控除の控除額を増額する代わりに公的年金等控除の控除額は減額された。このほか、年金収入1,000万円超(控除額195.5万円)で控除額が頭打ちとなった。

老年者控除に関して、2004年までは適用要件を65歳以上で所得1,000万円以下とし、 控除額は50万円であった。しかし、この制度は2005年に廃止された。

定率減税については 1994 年では最高控除額を 200 万円として、20%の定率減税を適用していたが、1999 年では最高控除額を 25 万円まで大幅に減額し、2009 年には廃止された。 調整控除に関しては、地方分権改革の一環として国から地方への税源移譲が行われ、 2007 年に所得税の累進化および住民税の比例化が実施された。このとき、所得税と住民

<表1および表2挿入>

税における人的控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の差額に起因する税負担の

増加を調整するため、住民税の税額から一定の額を差し引く調整控除が導入された。

#### 3. データおよび推計方法

#### 3.1 使用データ

データは『全国消費実態調査』(1994~2014年調査)の個票データ(調査票情報)を使用する。この調査は5年おきに実施され、調査時期は9月から11月、調査対象は約57,000世帯である。各世帯員について調査開始時点の属性(続柄、年齢、性別、就業状況等)や過去1年間の収入、また各世帯について調査時期の貯蓄残高などを調査している。本稿では各世帯員の属性および収入の情報に現実の制度を適用し、世帯ごとに年間ベースの社会保険料と所得税・住民税の負担額を推計する。なお、ここでは税額の推計ができないなどの理由から以下の世帯についてはサンプルから除外する。

- ・年齢・性別が不詳である世帯員がいる世帯
- 単身赴任世帯
- ・転出者がいる世帯
- ・各種調査項目に関して、空欄、不詳コード・トップコードが付いている世帯

### 3.2 収入および所得税・住民税額の推計方法6

## 3.2.1 収入の推計方法

利子・配当収入以外の収入については、「年収・貯蓄等調査票」の年間収入を使用する。

<sup>6</sup> 本稿における収入、社会保険料、所得税・住民税の推計方法は Ohno et al.(2020)や松本ほか(2020)の 手法を採用している。詳細は補論 A を参照のこと。

『全国消費実態調査』の年間収入には 10 個の内訳項目があり、さらに各内訳項目で「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員 (65 歳未満)」「同 (65 歳以上)」の年収を調査している。ただし、「その他の世帯員 (65 歳未満)」「同 (65 歳以上)」において複数の者がいる世帯では、それぞれの分類に該当する世帯員の収入の合計額しか把握できない。そのため、それらの世帯では以下のように「その他の世帯員 (65 歳未満)」「同 (65 歳以上)」の収入の按分を行う。

「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「企業年金・個人年金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なると考えられる。そのため、まず個人の収入が把握できる世帯主と配偶者の収入から、性別・年齢階層別の平均収入を求める。その上で、「その他の世帯員(65歳未満)」「同(65歳以上)」において複数の者がいる場合は、合算されている収入を先の平均収入の比率に従って世帯員ごとに按分する。

「内職などの年間収入」「家賃・地代の年間収入」「親族などからの仕送り金」「その他の年間収入」については、「その他の世帯員(65歳未満)」「同(65歳以上)」に複数の者がいる場合、世帯員数で頭割りして按分する。ただし、15歳未満の世帯員については按分の対象から除外している。

ただし、「年収・貯蓄等調査票」の内訳項目のうち、利子・配当金については過小性が指摘されている。そこでこうした利子・配当収入については「年収・貯蓄等調査票」の資産残高を利用し、世帯の保有する金融資産残高に市場金利(年利)を乗じることによって推計する。なお、金融資産残高は世帯ベースでのみ把握可能なため、利子・配当収入については世帯ベースで推計する。

## 3.2.2 所得税・住民税額の推計方法で

所得税・住民税負担額を推計するにあたっては、社会保険料控除で使用する社会保険料の額も推計する必要がある。本稿では(世帯票で記入された扶養関係ではなく)最高所得者を世帯主と仮定し、またその世帯主と各世帯員の続き柄、年齢、職業、収入に関する状況から税制・社会保険制度上の配偶者・扶養関係を特定する。

社会保険料額の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定する必要がある。ここでは公的年金・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世帯

7 本稿では、調査票に記載された世帯の所得や属性に現実の制度を当てはめて税・保険料額を推計する。

方法論としては、利用可能な変数から社会的な制度などを世帯ごとに適用して新たな変数を仮想的に構築するマイクロ・シミュレーションの手法と同じであり、限られた情報から世帯ごとの税・保険料という個別性の高い変数を推計可能であるが、大きな測定誤差を含む可能性もある。しかし、Ohno et al.(2015)および多田ほか(2016)では『国民生活基礎調査』を用いて、税・保険料額に関する推計手法の妥当性を検証し、推計値が高い精度を持つことを確認している。また、家計の税・保険料額を推計するにあたって必要となる変数は『全国消費実態調査』でも利用可能である。Sano et al.(2015)や Tada and Miyoshi(2015)では『国民生活基礎調査』と『全国消費実能調査』は世帯属性や収入の情報については整合的であることが

は、『国民生活基礎調査』と『全国消費実態調査』は世帯属性や収入の情報については整合的であることが確認されている。したがって、税・保険料額の推計に係る手法についても『全国消費実態調査』に適用可能であり、また構築される推計値の妥当性は同程度の精度を持つと考えられる。

員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して社会保険料額を推計する。

所得税・住民税の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の税制を適用して税額を求める。所得税法では10の所得区分に分類されるが、ここでは『全国消費実態調査』で利用可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得を対象として合計所得を計算する。次に、合計所得から各種の所得控除を差し引いて課税所得を計算する。ここで適用する所得控除は基礎控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、老年者控除(2004年まで)、社会保険料控除、給与所得控除、公的年金等控除である。社会保険料控除は先に推計した社会保険料額を使用する8。最後に、課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用することで総合課税分の所得税・住民税額を推計する。ここでは定率減税(1994年から2006年まで)、調整控除(2007年から、住民税のみ)、復興特別所得税(2013年から)も考慮する。

このほか、所得税・住民税額には利子配当課税分も含める。先に推計した利子・配当所得の値に現実の税制を適用して、利子配当課税分の税額を推計する。利子課税については分離課税の下、利子所得に適用税率を適用して負担額を推計する。ここでは老人等の少額貯蓄非課税制度等(2005年まで)も考慮する。また、配当課税については総合課税と分離課税の選択が可能であることから、世帯ごとに税額がより小さくなる課税方式を適用する。その際、総合課税を選択した場合における配当税額控除についても考慮する。

#### 3.2.3 控除による負担軽減額の推計方法

控除による負担軽減額を求めるにあたっては Burman et al.(2017)の手法を採用する。まず、実際の税制を反映した税額計算プロセスを当てはめて、控除を適用した場合の税額(税額 a)を推計する。次に、控除を適用しない場合の仮想的な税額(税額 b)を推計する。控除は減税措置であるため、税額 b は常に税額 a を上回る。そして、双方の税額の差(=税額 b – 税額 a)を控除による負担軽減額として扱う。また、本稿における控除の対象は基礎控除、配偶者控除、扶養控除、社会保険料控除、老年者控除、給与所得控除、公的年金等控除、定率減税、調整控除とする。

最後に、以下の考察においてサンプルは世帯単位であり、所得や税額などの各水準はすべて等価世帯ベースを使用する。

#### 4. 控除の負担軽減効果

### 4.1 負担軽減効果の構造

ここでは控除による負担軽減額(以下、「軽減額」と呼ぶ)および軽減額の対総所得比(以下、「軽減割合」と呼ぶ)について注目し、控除による負担軽減効果の構造を考察する。図

<sup>8</sup> ここでは調査票から得られない情報による控除(障害者控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除など) は考慮していない。

1 は控除による負担軽減の大きさを所得階層別に示しており、所得階層別は所得 10 分位を使用している。図 1 のパネル(a.1)は軽減額を示しており、高所得層ほど軽減額が大きい。ただし、経年的に見ると、各所得階層の軽減額は減少しており、特に高所得層ほど軽減額の減少が大きい。また、図 1 のパネル(a.2)は軽減割合を示している。1994 年は高所得層ほど軽減割合が高く、控除の負担軽減効果は高かった。しかし、経年的に見ると、高所得層の優遇が低下しつつあり、近年の負担軽減効果は比例的な構造にある。

表3は控除の負担軽減効果について20年間の変化を示している。表3の結果から、1994年から2014年までの20年間で軽減割合が全体平均で2.9%ポイント低下している。一方で、所得階層別に確認すると、高所得層である第X階層では軽減割合が4.0%ポイント減少しているのに対して、低所得層である第I階層では0.7%ポイントの低下に留まっている。控除による負担軽減効果の点から捉えるとき、この20年間は主に中所得層から高所得層にかけて課税の強化を進めたことが示唆される。

こうした効果の変化は税制の制度変更のみならず、所得分布や人口構成などの変化からも影響を受ける。そこで、制度変更および経済・社会状況の変化が控除の負担軽減効果に及ぼす影響について簡単に確認する。まず、経済・社会状況の変化による影響を除くため、データの年を固定して税制の年だけを変更させて軽減割合を計測する。これは、いわゆる Fixed income approach とも呼ばれる。表 4 はデータの年を 2014 年に固定した場合における控除割合を示している。表 4 の結果から、1994 年から 2014 年までの 20 年間で軽減割合が全体平均で 1.6%ポイント低下している。また、所得階層別に確認すると、高所得層ほど軽減割合の低下幅が大きい。次に、制度変更による影響を除くため、税制の年を固定してデータの年だけを変更させて軽減割合を計測する。表 5 は制度の年を 2014 年に固定した場合における軽減割合を示している。表 5 の結果から、1994 年から 2014 年までの 20 年間で軽減割合が全体平均で 0.5%ポイント低下している。また、所得階層別に確認すると、軽減割合の低下幅は高所得層よりも中所得層の方が大きい。これらの結果を踏まえるとき、表 3 で示された軽減割合の経年的な変化は、経済・社会状況の変化よりも制度変更から大きく影響を受けていることが示唆される。

<図1、表3、表4、表5挿入>

#### 4.2 世帯属性別の負担軽減効果

次に、世帯属性別について控除による負担軽減効果を捉える。世帯属性別のサブグループは、現役世帯と引退世帯に分類する。ここでは、世帯主年齢 65 歳未満の世帯を現役世帯、65 歳以上の世帯を引退世帯と呼ぶことにする。また、正規雇用世帯と非正規雇用世帯に分類する。ここでは、世帯主の就業形態が正規雇用者である世帯を正規雇用世帯、非正規雇用者である世帯を非正規雇用世帯と呼ぶことにする。

表 6 はサブグループ毎に捉えた軽減割合を示している。1994 年の軽減割合を見ると、現役世帯は16.6%、正規雇用世帯は17.6%となっており、これらの世帯で高い負担軽減効果がある。一方、非正規雇用世帯は13.8%であり、正規雇用世帯と比較すると軽減割合が3.8%も小さい。しかし、経年的に見ると、いずれのサブグループも軽減割合は低下しているが、それぞれの低下幅はサブグループ間で異なる。2014 年の軽減割合を見ると、正規雇用世帯は14.1%まで低下し、正規雇用世帯と非正規雇用世帯の差は1.1%ポイントまで狭まっている。1994年と比較するとき、2014年におけるサブグループ間の乖離は縮小しており、控除による負担軽減効果が世帯属性間で同程度の恩恵を与えるようになりつつある。

軽減割合の低下幅はサブグループ内の所得階層間でも異なっている。上述のとおり、図1は軽減割合を所得階層別に示しており、パネル(b)は現役世帯、パネル(c)は引退世帯、パネル(d)は正規雇用世帯、パネル(e)は非正規雇用世帯を表している。どの世帯属性においても、この 20 年間における軽減割合の低下幅は高所得層ほど大きい。例えば正規雇用世帯では1994年における第X階層の軽減割合が18.3%であったのに対して、2014年では14.3%となり、3.9%ポイント低下した。20年間の軽減割合の変化が小さい非正規雇用世帯においても、1994年における第X階層の軽減割合は17.1%であったのに対して、2014年は13.0%となり、4.1%ポイント低下している。一方、非正規雇用世帯の第I階層は20年間で0.1%ポイントの低下に留まる。すなわち、高所得層ほど軽減割合が大きく低下し、低所得層ではほとんど変化していない。このように、負担軽減効果の変化は所得階層や就業形態などの世帯属性によって大きく異なっている。

#### <表6挿入>

## 5. 控除の再分配効果

#### 5.1 要因分解の方法

本稿では再分配効果の指標として「税を通じた所得格差の変化分」、すなわち課税前所得 (総所得)から課税後所得にかけての格差変化分を使用する<sup>9</sup>。ここでの税は所得税および 住民税を扱う。

格差の指標としては変動係数(以下、CV)を用いる。所得の標準偏差を $\sigma$ 、平均を $\mu$ とするとき、CV は以下のように表記できる。

$$CV = \frac{\sigma}{\mu}$$

<sup>9</sup> 所得の概念としては、①当初に稼得する「当初所得」、②当初所得に社会保障給付を加えた「総所得」、 ③総所得から税・保険料等の非消費支出を除いた「可処分所得」がある。本研究では所得税・住民税の再 分配効果に着目するため、総所得を課税前所得、また総所得から所得税・住民税を控除したものを課税後 所得として扱う。

再分配効果を計測するにあたっては、世帯のデータ(家族構成や収入など)に税制の内容を適用して各世帯の税負担額を推計する。その上で、課税前所得ベースおよび課税後所得ベースで捉える所得格差の差を求め、それを再分配効果として扱う。ここでは一般型として、i 年のデータを  $d_i$  とし、その下で計算される総所得の格差を  $CV(d_i)$ と表記する。また、j 年の税率構造(税率構造および分離課税の仕組み)を  $t_j$  とし、k 年の控除(所得控除、定率減税、調整控除の仕組み)を  $a_k$  とし、これらの下で計算される課税後所得の格差を  $CV*(d_i,t_j,a_j)$ と表記する。このとき、データ年 i、税率構造年 j、控除年 k の下で計算される再分配効果は以下のように表記できる。

$$RE_{i,j,k} = CV^*(d_i, t_j, a_k) - CV(d_i)$$
(2)

考察対象の時点については基準年を0、比較年を1と表記する。また、控除を適用しない場合についてはNとして表記する。このとき、(2)式は以下のように変形できる。

$$RE_{i,j,k} = CV^*(d_i, t_j, a_k) - CV(d_i)$$

$$= \{CV^*(d_i, t_j, a_N) - CV(d_i)\} \cdot \cdot \cdot (a1)$$

$$+ \{CV^*(d_i, t_j, a_k) - CV^*(d_i, t_j, a_N)\} \cdot \cdot \cdot (a2)$$
(3)

(3)式は再分配効果を 2つの要素に分解している。右辺第 1 項は控除を適用しないで推計される仮想的な税額の影響を捉えており、ここではこれを「(a1) 税率等要因」と呼ぶことにする。第 2 項は控除に伴う負担軽減の影響を捉えており、ここではこれを「(a2) 控除要因」と呼ぶことにする。

本稿では再分配効果の時点間比較についても考察する。ここでは、課税後所得で捉える所得格差の変化分に着目し、これは以下のように分解できる。

$$\begin{split} &CV^*(d_1,t_1,a_1) - CV^*(d_0,t_0,a_0) \\ &= CV(d_1) - CV(d_0) \\ &+ \{CV^*(d_1,t_0,a_0) - CV(d_1)\} - \{CV^*(d_0,t_0,a_0) - CV(d_0)\} \\ &+ \{CV^*(d_1,t_1,a_1) - CV(d_1)\} - \{CV^*(d_1,t_0,a_0) - CV(d_1)\} \\ &= CV(d_1) - CV(d_0) \cdot \cdot \cdot (b1) \\ &+ \left(RE_{1,0,0} - RE_{0,0,0}\right) \cdot \cdot \cdot (b2) \\ &+ \left(RE_{1,1,1} - RE_{1,0,0}\right) \cdot \cdot \cdot \cdot (b3) \end{split}$$

(4)

(4)式は基準年と比較年における所得格差(課税後所得ベース)の変化を3つの要素に分解している。右辺第1項は「(b1) 課税前所得の格差変化」を表している。第2項は基準年における税率構造と控除の制度を利用し、データの年だけを変更させた場合の影響を捉えており、これにより「仮に制度変更がなかった場合に所得分布や人口構成などの変化が再分配効果に及ぼした影響」を計測する。ここでは、これを「(b2) 非制度変更要因」と呼ぶことにする。第3項は比較年のデータを利用し、税率構造と控除の制度の年だけを変更させた場合の影響を捉えており、これにより「制度変更それ自体が再分配効果に及ぼした真の寄与」を計測する。ここでは、これを「(b3) 制度変更要因」と呼ぶことにする。また、非制度変更要因と制度変更要因の合計が再分配効果の変化を表す10。

いま、(4)式に(3)式を適用すると、課税後所得で捉える所得格差の変化分は以下のように 分解できる。

$$CV^{*}(d_{1}, t_{1}, a_{1}) - CV^{*}(d_{0}, t_{0}, a_{0})$$

$$= CV(d_{1}) - CV(d_{0}) \cdot \cdot \cdot (c1)$$

$$+ \{CV^{*}(d_{1}, t_{0}, a_{N}) - CV(d_{1})\} - \{CV^{*}(d_{0}, t_{0}, a_{N}) - CV(d_{0})\} \cdot \cdot \cdot (c2)$$

$$+ \{CV^{*}(d_{1}, t_{0}, a_{0}) - CV^{*}(d_{1}, t_{0}, a_{N})\} - \{CV^{*}(d_{0}, t_{0}, a_{0}) - CV^{*}(d_{0}, t_{0}, a_{N})\} \cdot \cdot \cdot (c3)$$

$$+ \{CV^{*}(d_{1}, t_{1}, a_{N}) - CV(d_{1})\} - \{CV^{*}(d_{1}, t_{0}, a_{N}) - CV(d_{1})\} \cdot \cdot \cdot (c4)$$

$$+ \{CV^{*}(d_{1}, t_{1}, a_{1}) - CV^{*}(d_{1}, t_{1}, a_{N})\} - \{CV^{*}(d_{1}, t_{0}, a_{0}) - CV^{*}(d_{1}, t_{0}, a_{N})\} \cdot \cdot \cdot (c5)$$

$$(5)$$

(5)式は基準年と比較年における所得格差(課税後所得ベース)の変化を5つの要素に分解している。右辺第1項は「(c1) 課税前所得の格差変化」を表している。第2項は非制度変更要因のうち、税率構造等による寄与度を示しており、ここではこれを「(c2) 非制度変更(税率等)要因」と呼ぶ。第3項は非制度変更要因のうち、控除による寄与度を示しており、ここではこれを「(c3) 非制度変更(控除)要因」と呼ぶ。第4項は制度変更要因のうち、税率構造等による寄与度を示しており、ここではこれを「(c4) 制度変更(税率等)要因」と呼ぶ。第5項は制度変更要因のうち、控除による寄与度を示しており、ここではこれを「(c5) 制度変更(控除)要因」と呼ぶ。

### 5.2 控除の再分配効果:計測結果

-

<sup>10</sup> 負担や給付の再分配効果を制度変更要因と非制度変更要因へ要因分解を行った研究としては Bargain and Callan(2010)、Bargain(2012)、Ohno et al.(2018)がある。本研究における要因分解の定式化は Ohno et al.(2018)と同じである。また、Bargain and Callan(2010)や Bargain(2012)では本研究の「(b1)総所得の格差変化」と「(b2)非制度変更要因」を一体として扱い、それを「その他要因」と呼ぶ。そして、「所得格差(課税後所得ベース)の変化」を「制度変更要因」と「その他要因」に分解して考察する。

要因分解の前に、ここでは控除による負担軽減が再分配効果にどのような影響を与えているのかについて確認する。表7は税の再分配効果(所得格差是正の大きさ)を示している。表の「所得格差(課税後、控除無)」では、控除を適用しない場合の税額を使用して世帯ごとの課税後所得を求めたのち、この課税後所得に基づく変動係数の大きさを表している。また、「所得格差(課税後、控除有)」では、控除を適用した場合の税額を使用して世帯ごとの課税後所得を求めたのち、この課税後所得に基づく変動係数の大きを表している。したがって、課税前所得から課税後所得(控除有)における変動係数の変化は税制全体の再分配効果を示している。また、課税前所得から課税後所得(控除無)における変動係数の変化は税率等の寄与を示しており、ここには利子配当課税の寄与も含まれる。これに対して、課税後所得(控除無)から課税後所得(控除有)における変動係数の変化は控除による負担軽減の寄与を示している。

表7のパネル(a)は全世帯の結果を示しており、この20年間で課税前所得ベースの変動係数は0.690から0.706まで上昇し、課税前の所得格差が拡大している。次に、税の再分配効果について見ていく。まず、1994年に着目すると、税制全体で変動係数は0.690から0.555へ低下し、これは税制が所得格差を19.6%縮小させたことを表す。このうち、税率等が所得格差を21.4%縮小させたものの、控除はむしろ所得格差を拡大させている。これに対して、2014年に着目すると、税制全体で変動係数は0.706から0.595へ低下し、これは税制が所得格差を15.8%縮小させ、またそのうち控除は0.8%ポイントの格差是正効果を発揮した。このように、効果は小さいものの、控除制度は格差是正の役割を果たしていることが分かる。

世帯属性別に見ると、表 7 のパネル(b)は現役世帯、パネル(c)は引退世帯、パネル(d)は正規雇用世帯、パネル(e)は非正規雇用世帯の結果を示している。まず、現役世帯に着目すると、税制全体の格差是正効果は 1994 年が最も大きく所得格差を 17.7%縮小させたが、控除はむしろ所得格差を拡大させた。しかし、1999 年以降、控除は所得格差を是正する効果を持っている。また、引退世帯は現役世帯とほぼ同様の結果となっているが、控除による再分配効果は相対的に大きい。これに対して、非正規雇用世帯においては1994 年から 2014 年まで一貫して、控除が格差拡大に寄与している。

#### <表7挿入>

### 5.3 再分配効果の時点間比較に関する要因分解:計測結果

再分配効果の時点間比較には制度の変更に伴う制度変更要因のみならず、所得分布や 人口構成の変化などの変化に伴う非制度変更要因の影響も含まれている。そこで、ここ では1994年から2014年の20年間における再分配効果の変化について制度変更要因と非制 度変更要因に分解して、制度変更の寄与を抽出する。表8は(5)式の分解式に基づき、課税

後所得の格差変化を、(1)課税前所得の格差変化、(2)非制度変更要因(税率等)¹¹、(3)非制 度変更要因(控除)12、(4)制度変更要因(税率等)、(5)制度変更要因(控除)の5つに要因 分解した結果を示している<sup>13</sup>。表 8 のパネル(a)は 1994 年から 2014 年への変化を示してお り、この 20 年間で税の再分配効果は全体として減少したが、その要因としては、制度変更 要因の影響が非制度変更要因よりも大きいことが見て取れる。制度変更要因の内訳を見る と、最高税率引き下げ等による税率等の制度変更は格差拡大に寄与することが分かり、その 一方で、控除制度の変更はむしろ格差縮小に寄与した。例えば、制度変更要因(税率等)は 全世帯で 0.038、現役世帯で 0.032、引退世帯で 0.047、正規雇用世帯で 0.016、非正規雇用世 帯で-0.001となっており、税率等の制度変更はいずれの世帯属性においても格差拡大に寄与 した。一方、制度変更要因(控除)は全世帯で-0.025、現役世帯で-0.018、引退世帯で-0.036、 正規雇用世帯で-0.010、非正規雇用世帯で-0.007 となっており、控除制度の変更はいずれの 世帯属性においても格差縮小に寄与した。こうした控除制度の変更は特に引退世帯の中で の再分配効果を比較的大きく上昇させた。この背景を捉えるにあたって、5年おきの変化も 見ていく。表 8 のパネル(b)は 1994 年から 1999 年まで、パネル(c)は 1999 年から 2004 年ま で、パネル(d)は 2004 年から 2009 年まで、パネル(e)は 2009 年から 2014 年までの変化を示 している。このうち、控除制度の変更が引退世帯の中の再分配効果を高めたのは、1990 年 代後半(1994年から 1999年まで) および 2000年代後半(2004年から 2009年まで) の時期 にあたる。具体的には 1990 年代後半における定率減税の縮小、2000 年代後半における公的 年金等控除の縮小や老年者控除の廃止などの影響が挙げられる。これらの結果を踏まえる とき、この20年間における我が国の税制改正は税率等の面では税制全体の再分配効果を低 下させたものの、控除の面ではこうした再分配効果の低下を一部緩和するように作用した ことが示された。

#### <表8挿入>

#### 6. 結論

日本の所得税・住民税制において控除制度のあり方は重要な政策課題の一つであるが、 その検討にあたっては控除による負担軽減効果や所得再分配機能への影響についてエ

<sup>11</sup> 非制度変更要因(税率等)とは、仮に制度変更がなかった場合に、所得分布や人口構成などの変化が 税率等による再分配効果に及ぼす影響を示している。例えば、全世帯の所得水準が低下するとき、各世帯 に適用される限界税率が低下することを通じて再分配効果が低下するかもしれない。またはその逆に、高 所得化が進むとき、各世帯に適用される限界税率が上昇することを通じて再分配効果が上昇するかもしれ ない。非制度変更要因(税率等)はこれらの影響を含んでいる。

<sup>12</sup> 非制度変更要因(控除)とは、仮に制度変更がなかった場合に、所得分布や人口構成などの変化が控除による再分配効果に及ぼす影響を示している。例えば、核家族化による扶養控除の適用の変化など、世帯属性の変化を通じて控除の軽減額が変化する影響等を含んでいる。

<sup>13</sup> 計測結果表において、正の符号は格差拡大効果を示し、負の符号は格差是正効果を示す。

ビデンスに基づいた実態把握が欠かせない。本稿では『全国消費実態調査』(1994~2014年)の個票データを用いて 20 年間における控除の負担軽減効果および再分配効果の実態を考察した。

はじめに、控除の負担軽減効果について見てみると、当初、負担軽減の割合(軽減額の対総所得比)は高所得層ほど高かった。しかし、負担軽減効果は低下傾向であり、特に高所得層において低下幅が大きい。このことは現役世帯、引退世帯、正規雇用世帯、非正規雇用世帯といったいずれの世帯属性においても同様であった。その結果、近年の負担軽減効果は比例的な構造となっている。

次に、控除による負担軽減が再分配効果へ与える影響について見てみると、控除の再分配効果は小さいものの、格差是正の役割を果たしていることが示された。世帯属性別に捉えるとき、非正規雇用世帯を除く他の世帯属性で同様の結果となっており、控除が格差是正効果を担っていることが確認された。

最後に、再分配効果の変化について制度変更要因と非制度変更要因に分解して、制度変更による寄与を抽出した。この 20 年間で再分配効果を示す数値は減少し、その要因としては制度変更によるところが大きいが、制度変更要因の内訳を見てみると税率等および控除の寄与は異なっている。すなわち、最高税率の引き下げ等の制度変更は格差拡大に寄与したものの、控除における制度変更は格差縮小に寄与しており、これが税率等による格差拡大の寄与を一部相殺する役割を果たしたと言える。

近年、控除による負担軽減効果は低下傾向であるが、控除制度は税制の所得再分配機能に 一役を担っており、またその役割を高めつつある。こうした背景には、控除制度の改正が再 分配効果の向上に貢献してきたことも挙げられる。税の再分配機能の回復が求められる中 で、控除制度の見直しも重要な政策手段になるであろう。

## 参考文献

- Albarea, A., M. Bernasconi, C. D. Novi, A. Marenzi, D. Rizzi and F. Zantomio (2015), "Accounting for Tax Evasion Profiles and Tax Expenditures in Microsimulation Modelling: the BETAMOD Model for Personal Income Taxes in Italy", *International Journal of Microsimulation*, 8(3), pp.99-136
- 2. Altshuler, R. and R. Dietz (2011), "Reconsidering Tax Expenditure Estimation", *National Tax Journal*, 64(2), pp.459-490
- Avram, S. (2018), "Who Benefits from the 'Hidden Welfare State'? the Distributional Effects of Personal Income Tax Expenditure in Six Countries", *Journal of European Social Policy*, 28(3), pp.271-293
- 4. Bargain, O. (2012), "The Distributional Effects of Tax-benefit Policies under New Labour: A Decomposition Approach", Oxford Bulletin of Economics and Statistics, 74(6), pp.856-874
- 5. Bargain, O. (2014), "Decomposing Changes in Income Distribution", C. O'Donoghue (ed.) Handbook of Microsimulation Modelling, Emerald Group Publishing Limited
- 6. Bargain, O. and T. Callan (2010), "Analysing the Effects of Tax-benefit Reforms on Income Distribution: A Decomposition Approach", *Journal of Economic Inequality*, 8(1), pp.1-21
- Burman, L., C. Geissler and E. J. Toder (2008), "How Big Are Total Individual Tax Expenditure, and Who Benefits from Them", *American Economic Review: Papers & Proceeding*, 98(2), pp.79-83
- 8. Burman, L., E. Toder, D. Berger and J. Rohaly (2017), "Economic and Distibutional Effects of Tax Expenditure Limits", A. Auerbach and K. Smetters (eds), *The Economics of Tax Policy*, Oxford University Press
- Matsuda, K., Y. Ozeki, K. Kikuta and J. Ueda (2014), "The Impact of Demographic Changes on Social Security Payments and the Individual Income Tax Base: Long-term Micro-simulation Approach", *Public Policy Review*, 10(3), pp.481-517
- 10. Miyazaki, T. and Y. Kitamura (2016), "Decomposition of Redistributive Effects of Japanese Personal Income Tax, 1984-2009", *FinanzArchiv*, 72(3), pp.334-368
- 11. Miyazaki, T., Y. Kitamura and T.Ohno (2019), "Tax Reforms, Redistribution and Population Aging: Evidence from Japan", *Japanese Economic Review*, 70(1), pp.105-122
- 12. Morinobu, S., and A. Nakamoto (2013), "A Revised Estimation of Japan's Income Tax Base", *Public Policy Review*, 9(2), pp.433-455
- 13. Nakamoto, A. (2014), "Japan's Income Tax Base: Comparison with Other Countries and Estimation of Tax Reform", *Public Policy Review*, 10(3), pp.397-413
- Ohno, T. and T. Kodama (2017), "Estimation of Tax and Social Insurance Burden on Households: Verification of the Validity and Assessment of Actual Status", PRI Discussion Paper Series No.17A-02

- Ohno, T., T. Kodama and R. Matsumoto (2018), "Decomposition Approach on Changes in Redistributive Effects of Taxes and Social Insurance Premiums", *Public Policy Review*, 14(4), pp.777-802
- Ohno, T., M. Nakazawa, K. Kikuta and M. Yamamoto (2015), "Comparison of Taxes and Social Insurance Premium Burdens in Household Accounts", *Public Policy Review*, 11(4), pp.547-571
- 17. Ohno, T., J. Sakamaki and D. Kojima (2020), "Factor Decomposition of Changes in the tax Base for Income Tax", PRI Discussion Paper Series No.20A-12
- 18. Oshio, T. (2002), "Intra-age, Inter-age and Lifetime Income Redistribution," *Journal of Population and Social Security* 1(1), pp.36-49
- 19. Poterba, J. M. (2011), "Introduction: Economic Analysis of Tax Expenditure", *National Tax Journal*, 64(2), pp.451-458
- Sano, S., S. Tada and M. Yamamoto (2015), "Method of Household Surveys and Characteristics of Surveyed Households: Comparison regarding Household Composition, Annual Income and Educational Attainment", *Public Policy Review*, 11(4), pp.505-529
- 21. Tada S. and K. Miyoshi (2015), "Verifying Household Incomes in Japanese Statistics", *Public Policy Review*, 11(4), pp.531-545
- 22. Tanaka, S. and M. Shikata (2019), "The Middle Class in Japan 1994-2009: Trends and Characteristics", *Keio-IES Discussion Paper Series*, DP2019-001
- 23. Yashio, H. and K. Hachisuka (2014), "Impact of Population Aging on the Personal Income Tax Base in Japan: Simulation Analysis of Taxation on Pension Benefits Using Micro Data", *Public Policy Review*, 10(3), pp.519-541
- 24. 阿部彩(2000)「社会保険料の逆進性が世代内所得不平等度にもたらす影響」『季刊社会保障研究』36(1), pp.67-80
- 25. 上村敏之(2008) 「所得税における租税支出の推計:財政の透明性の観点から」 『会計 検査研究』 38, pp.1-14
- 26. 上村敏之・足立泰美(2015)『税と社会保障負担の経済分析』日本経済評論社
- 27. 大石亜希子(2006)「所得格差の動向とその問題点」, 貝塚啓明・財務総合政策研究所(編著) 『経済格差の研究:日本の分配構造を読み解く』中央経済社
- 28. 大竹文雄(2005)『日本の不平等:格差社会の幻想と未来』日本経済新聞出版社
- 29. 小塩隆士(2009)「社会保障と税制による再分配効果」,国立社会保障・人口問題研究所編 『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会
- 30. 小塩隆士・浦川邦夫(2008)「2000 年代前半の貧困化傾向と再分配政策」『季刊社会保障研究』 44(3), pp.278-289
- 31. 金田陸幸(2014) 「所得課税における控除の実態:マイクロシミュレーションによる分析」『租税資料館賞受賞論文集』第22回中巻, pp.181-223
- 32. 金田陸幸(2018) 『個人所得課税の公平性と効率性:マイクロシミュレーションによる

- 実証分析』日本経済評論社
- 33. 北村行伸・宮崎毅(2013) 『税制改革のミクロ実証分析: 家計経済からみた所得税・消費税』岩波書店
- 34. 税制調査会 (2016)「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」 (平成 28 年 11 月 14 日) 内閣府ホームページ
- 35. 多田隼士・大野太郎・宇南山卓 (2016) 「マイクロ・データを用いた社会保険料の推計と その妥当性の検証」, PRI Discussion Paper Series, No.16A-02
- 36. 橘木俊韶・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版会
- 37. 田近栄治・八塩裕之(2006a) 「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」, 貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所(編)『経済格差の研究:日本の分配構造を読み解 く』,中央経済社,第7章
- 38. 田近栄治・八塩裕之(2006b)「税制を通じた所得再分配:所得控除にかわる税額控除の活用」,小塩隆士・田近栄治・府川哲夫(編)『日本の所得分配:格差拡大と政策の役割』,東京大学出版会,第4章
- 39. 田近栄治・八塩裕之(2008) 「所得税改革:税額控除による税と社会保険料負担の一体調整」『季刊社会保障研究』44(3), pp.291-306
- 40. 田近栄治・八塩裕之(2010)「税収の確保と格差の是正:給付付き税額控除制度の導入」, 土居丈朗(編)『日本の税をどう見直すか』,日本経済新聞出版社,第2章
- 41. 田中聡一郎・四方理人(2012)「マイクロ・シミュレーションによる税・社会保険料の推計」,ソシオネットワーク戦略ディスカッションペーパーシリーズ第25号, 関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構
- 42. 田中聡一郎・四方理人・駒村康平(2013) 「高齢者の税・社会保障負担の分析:『全国 消費実態調査』の個票データを用いて」『フィナンシャル・レビュー』115, pp.117-133
- 43. 土居丈朗(2017) 「わが国の所得税の控除が所得格差是正に与える影響:配偶者控除見直しに関するマイクロ・シミュレーション分析」『経済研究』68(2), pp.150-168
- 44. 府川哲夫(2006)「世帯の変化と所得分配」,小塩隆士・田近栄治・府川哲夫(編著)『日本の所得分配:格差拡大と政策の役割』,東京大学出版会
- 45. 松本龍太郎・大野太郎・小嶋大造(2020)「家計の利子配当所得と税負担の実態」『会計検査研究』61, pp.13-33
- 46. 望月正光・野村容康・深江敬志(2010)『所得税の実証分析: 基幹税の再生を目指して』 日本経済評論社
- 47. 森信茂樹・前川聡子 (2001) 「わが国所得税課税ベースのマクロ推計」『フィナンシャル・レビュー』 57, pp.103-122

### 補論 A 収入・社会保険料・所得税・住民税の推計方法

この補論では、3節で言及している収入、社会保険料、所得税それぞれの推計方法について説明する。

## A.1 収入の推計方法

## A.1.1 利子配当所得以外の収入の推計

収入データについては、『全国消費実態調査』の「年収・貯蓄等調査票」に記載された年間収入を使用する。収入の内訳は以下の10項目である。

- ・勤め先からの年間収入
- •農林漁業収入
- ・農林漁業以外の事業収入
- ・内職などの年間収入
- ・家賃・地代の年間収入
- ·公的年金·恩給
- ·企業年金·個人年金受取金
- · 利子 · 配当金
- ・親族などからの仕送り金
- ・その他の年間収入

「年収・貯蓄等調査票」では、「世帯主」「世帯主の配偶者」「その他の世帯員(65 歳未満)」「同(65 歳以上)」の年収を調査している。ただし、「その他の世帯員(65 歳未満)」「同(65 歳以上)」において複数の者がいる世帯では、それぞれの分類に該当する世帯員の収入の合計額しか把握できない。そのため、それらの世帯では以下のルールに従って「その他の世帯員(65 歳未満)」「同(65 歳以上)」の収入の按分を行った。

まず「勤め先からの年間収入」「農林漁業収入」「農林漁業以外の事業収入」「公的年金・恩給」「企業年金・個人年金」については、世帯員の性別・年齢によって平均的な収入が異なると考えられる。そのため、まず個人の収入が把握できる世帯主と配偶者の収入から、性別(男性・女性)×年齢階層別(15~19歳、20~29歳、30~39歳、40~49歳、50~59歳、60~69歳、70歳~)の平均収入を求める。その上で、「その他の世帯員(65歳未満)」「同(65歳以上)」において複数の者がいる場合は、合算されている収入を先の平均収入の比率に従って世帯員ごとに按分した。

また、「内職などの年間収入」「家賃・地代の年間収入」「親族などからの仕送り金」「その他の年間収入」については、「その他の世帯員(65歳未満)」「同(65歳以上)」に複数の者がいる場合、世帯員数で頭割りして按分する。ただし、15歳未満の世帯員については按分の対象から除外している。

#### A.1.2 利子配当所得の推計

「年収・貯蓄等調査票」の利子・配当金については過小性が指摘されているため、ここでは「年収・貯蓄等調査票」の貯蓄情報を利用し、世帯の保有する金融資産残高に市場金利(年利)を乗じることによって推計する。なお、金融資産残高は世帯ベースでのみ把握可能なため、利子配当所得については世帯ベースで推計する。使用する貯蓄情報の内訳は以下のとおりである。

- ・ゆうちょ銀行等の通貨性貯金(以下、通常貯金)
- ・ゆうちょ銀行等の定期性貯金(以下、定期貯金)
- 普通銀行等の通貨性預金(以下、普通預金)
- ・普通銀行等の定期性預金(以下、定期預金)
- 株式・株式投資信託(以下、株式等)
- ・債券・公社債投資信託(以下、債券等)
- 貸付信託・金銭信託(以下、信託等)
- ・その他、社内預金など(以下、社内預金等)

これらの項目のうち、通常貯金、定期貯金、普通預金、定期預金、債券等、信託等、社内 預金等から稼得される所得については「利子所得」に分類する。他方、株式等から稼得され る所得については「配当所得」に分類する。本稿でこうした利子所得および配当所得の合計 を「利子配当所得」として扱う。

通常貯金および定期貯金については、財務省『財政金融統計月報』およびゆうちょ銀行ホームページで公表されている金利を利用する。このうち、定期貯金については定額貯金(3年以上)の金利を適用する。次に普通預金、定期預金、株式等、債券等についても『財政金融統計月報』で公表されている金利を利用する。このうち、定期預金については定期預金平均金利(新規受入分平均金利、300万円未満、1年以上2年未満)を適用する。株式等については東証一部上場企業の有配当会社株式平均利回りを適用し、債券等については10年物国債金利を適用する。また、信託等については、1994~2004年は『財政金融統計月報』で公表されている5年もの貸付信託予想配当率を適用する。2009~2014年は2015年時点の三菱UFJ信託銀行における5年もの金銭信託予定配当率を適用する。最後に、社内預金等については定期貯金と同様の金利を適用する。

#### A.2 社会保険料負担額の推計方法

社会保険料の推計では、まず各世帯員がどの社会保険制度に加入しているかを特定しなければならない。ここでは公的年金・健康保険・介護保険・雇用保険の各制度について、世帯員ごとに加入制度を推定したのち、現実の保険料計算式を適用して負担額を推計する。

#### A.2.1 公的年金保険料の推計

加入制度については、「勤め先からの年間収入」が「短時間労働者の平均賃金×30時間×52週」よりも多い世帯員は厚生年金の加入者(第2号被保険者)、年収が一定額未満(例えば2014年は130万円未満)で配偶者が第2号被保険者の場合は第3号被保険者、それ以外を国民年金加入者(第1号被保険者)とした。また、19歳以下または60歳以上の世帯員については原則、年金保険料の負担は無いものとし、ただし70歳以下でも第2号被保険者の所得要件を満たす場合は厚生年金加入者とした。

保険料については、第1号被保険者は定額保険料(例えば2014年は15,250円/月を年間ベースにしたもの)を負担するものとし、また免除制度(全額、4分の3、半額、4分の1)の所得基準を満たす者は全て適用した。第2号被保険者は日本年金機構ホームページに掲載されている第1種被保険者・厚生年金の平均保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。ここでは厚生年金の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮している。

#### A.2.2 健康保険料の推計

加入制度については、75 歳以上の世帯員を後期高齢者医療制度の加入者(ただし、制度 導入後の 2009 年と 2014 年のみ)、74 歳以下の中で厚生年金に加入している世帯員を健康 保険(被用者保険)の加入者、それ以外を国民健康保険の加入者とした。また、年収が一定 額未満(例えば 2014 年は 130 万円未満)で、同居親族に健康保険(被用者保険)の加入者 がいる場合は、その世帯員を健康保険(被用者保険)の被扶養者とした。

保険料については、健康保険(被用者保険)の保険料は全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率を乗じた。国民健康保険の保険料は『国民健康保険実態調査』から所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。後期高齢者医療制度の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている所得割および均等割の全国平均を適用した。ここでは後期高齢者医療制度の賦課限度額、所得割額および均等割の減額制度も考慮している。

#### A.2.3 介護保険料の推計

第1号被保険者(65歳以上)の保険料は厚生労働省ホームページに掲載されている各都 道府県の保険料基準額の全国平均(加重平均)を適用した。第2号被保険者(40~64歳)の保険料は国民健康保険加入者と健康保険(被用者保険)加入者で分類する。国民健康保険の加入者は『国民健康保険実態調査』から介護給付分の所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均を適用した。(ただし、利用統計の特徴から2009年と2014年のみでこの方法を適用した。2009年より前の年については健康保険料に合算して推計している。)ここでは国民健康保険料の賦課限度額、応益割に対する減額制度も考慮している。健康保険(被用者保

険)の加入者については全国健康保険協会ホームページに掲載されている協会けんぽの全 国平均の保険料率を労使折半するものとし、「勤め先からの年間収入」に折半後の保険料率 を乗じた。ここでは健康保険(被用者保険)の標準報酬月額と標準賞与額の上限も考慮して いる。

#### A.2.4 雇用保険料の推計

雇用保険の加入については、「勤め先からの年間収入」が一定額(例えば 2014 年は「短時間労働者の平均賃金×20時間×52週」)よりも多い被用者を加入者とした。

保険料については、厚生労働省ホームページに掲載されている一般の事業における労働者負担率(例えば2014年は0.5%)を適用し、「勤め先からの年間収入」に負担率を乗じた。

#### A.3 所得税・住民税負担額の推計方法

### A.3.1 所得税・住民税負担額の推計(利子配当課税を除く)

所得税・住民税の推計では、世帯の属性や収入の情報に現実の税制を適用して負担額を求める。所得税法では 10 の所得区分に分類されるが、ここでは『全国消費実態調査』で利用可能である「給与所得」「事業所得」「雑所得」「不動産所得」といった所得を扱う。具体的には以下のように所得区分を整理し、合計所得を計算した。

給与所得 = 「勤め先からの年間収入」 - 給与所得控除

年金所得 = 「公的年金・恩給」+「企業年金・個人年金受取金」

- 公的年金等控除

事業者所得 = 「農林漁業所得」+「農林漁業以外の事業所得」

+「内職などの年間収入」

不動産所得 = 「家賃・地代の年間収入」

合計所得 = 給与所得 + 年金所得 + 事業所得 + 不動産所得

次に、合計所得から各種控除を差し引いて課税所得を計算する。ここで適用する所得控除は 基礎控除・配偶者(特別)控除・扶養控除・老年者控除(2004年まで)・社会保険料控除で ある。なお、社会保険料控除については先に推計した社会保険料の額を使用する。また、調 査票から得られない情報による控除(障害者控除、医療費控除、住宅借入金等特別控除など) は考慮していない。具体的には以下のとおりに計算する。

仮課税所得1 = 合計所得 - 基礎控除 - 社会保険料控除 - 老年者控除

仮課税所得 2 = 仮課税所得 1 - 配偶者控除 - 配偶者特別控除

課税所得 = 仮課税所得2 - 扶養控除

まず、合計所得から基礎控除・社会保険料控除・老年者控除を差し引いた後の金額を仮課税所得1とする。配偶者控除対象者が存在する場合には、当該夫婦のうち仮課税所得1が高い方の世帯員に配偶者(特別)控除を適用し、仮課税所得2とする。次に、扶養控除対象者が存在する場合には、世帯内で仮課税所得2が最大の世帯員に扶養控除を適用し、課税所得とする。最後に、課税所得に対して所得税・住民税の限界税率表を適用して所得税・住民税負担額を推計する。ここでは定率減税等(1994年から2006年まで)も考慮している。

#### A.3.2 利子配当課税負担額の推計

推計した利子配当所得の値に現実の税制を適用して、利子所得および配当所得に関する 所得税・住民税負担額を推計する。

利子課税については分離課税の下、利子所得に適用税率を適用して負担額を推計する。また、2004年までは65歳以上の世帯員は老人等の少額貯蓄非課税制度等(マル優)による非課税枠を最大限活用すると仮定する。具体的には、まず「1人当たりのマル優適用限度額×65歳以上の世帯員数」を世帯のマル優限度額とする。その上で、金利の高い資産から優先的に、世帯のマル優限度額までマル優を適用し、マル優対象資産から稼得される利子所得については非課税とする。2014年については復興特別所得税も考慮する。

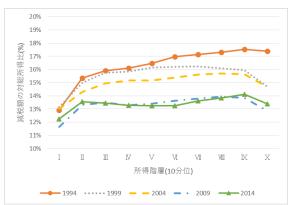
配当課税については総合課税と分離課税(源泉分離もしくは申告分離)の選択が可能であることから、世帯ごとに税負担額がより小さくなる課税方式を適用する。その際、配当税額控除についても考慮する。なお、ここでは配当税額控除を最大限活用することを想定して、(世帯票で記入された扶養関係ではなく)最高所得者を世帯主と仮定し、世帯主がすべての配当所得を稼得しているものとする。すなわち、世帯ベースで推計している配当所得をすべて世帯主の所得としている。

## 図1 控除の負担軽減効果

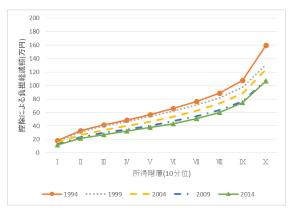
- (a) 全世帯
- (a.1) 負担軽減額



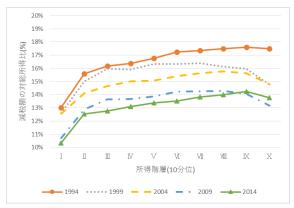
(a.2) 負担軽減割合



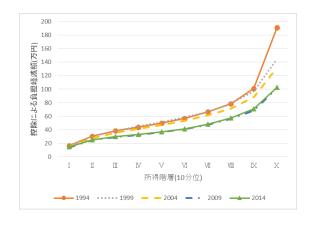
- (b) 現役世帯
- (b.1) 負担軽減額



(b.2) 負担軽減割合



- (c) 引退世帯
- (c.1) 負担軽減額

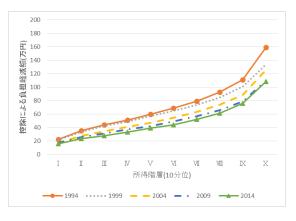


## (c.2) 負担軽減割合

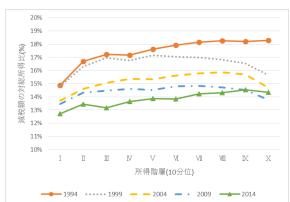


## (d) 正規雇用世帯

## (d.1) 負担軽減額



## (d.2) 負担軽減割合

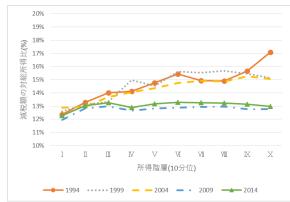


## (e) 非正規雇用世帯

## (e.1) 負担軽減額



## (e.2) 負担軽減割合



## 表 1 所得税制の変遷

	1994	1999	2004
	定率控除	定率控除	同左
	※収入に応じて控除額増加	※収入に応じて控除額増加	
給与所得 控除	最低控除額:650,000円	最低控除額:650,000円	
ITM		※所得区分に変更あり	
	定額控除と定率控除の合計	同左	同左
	※収入に応じて控除額増加		
	最低控除額		
公的年金等	65歳以上:1,400,000円		
控除	65歳未満:700,000円		
	350,000円	380,000円	同左
基礎控除	300, 000[1	300, 000[1	Hed VIT
	控除額	控除額	同左
	一般:350,000円	一般:380,000円	
77 /B -W 1/4 // /	70歳以上: 450,000円	70歳以上:480,000円	
配偶者控除	控除対象者の所得要件	控除対象者の所得要件	
	350,000円以下	380,000円以下	
配偶者	控除額:350,000円	控除額:380,000円	控除額:380,000円
特別控除	※収入に応じて控除額減少	※収入に応じて控除額減少	※収入に応じて控除額減少
	※控除対象配偶者の上乗せ適用あり	※控除対象配偶者の上乗せ適用あり	※控除対象配偶者の上乗せ適用なし
	控除額	控除額	控除額
	一般:350,000円	一般:380,000円	一般:380,000円
		16歳未満: 480,000円	
扶養控除	16歳以上23歳未満:500,000円	16歳以上23歳未満:630,000円	16歳以上23歳未満:630,000円
	70歳以上: 450,000円	70歳以上: 480,000円	70歳以上: 480,000円
	うち同居老親:550,000円	うち同居老親:580,000円	うち同居老親:580,000円
	控除対象者の所得要件	控除対象者の所得要件	控除対象者の所得要件
	350,000円以下	380,000円以下	380,000円以下
社会保険料 控除	社会保険料納付額と同額	同左	同左
also fine also to to see	控除額:500,000円	同左	同左
老年者控除			
税率	5段階(10, 20, 30, 40, 50)	4段階(10, 20, 30, 37)	同左
17L = <del>T-1</del>			
定率減税等	定率減税20%	定率減税20%	同左
たー 吹びず	最高控除額:2,000,000円	最高控除額:250,000円	
	利子課税:分離課税	同左	同左
利子配当課税	※老人等の少額貯蓄非課税制度等あり		
, , , He — MK-DE	配当課税:総合課税と分離課税の選択		
	※配当税額控除あり		

(注)財務省財務総合政策研究所 『財政金融統計月報』 より筆者作成

## 表 1 所得税制の変遷(つづき)

	2009	2014
給与所得 控除	同左	定率控除 ※収入に応じて控除額増加 最低控除額: 650,000円 控除額上限: 2,450,000円
公的年金等 控除	定額控除と定率控除の合計 ※収入に応じて控除額増加 最低控除額 65歳以上:1,200,000円 65歳未満:700,000円 ※所得区分に変更あり	同左
基礎控除	同左	同左
配偶者控除	同左	同左
配偶者 特別控除	同左	同左
扶養控除	同左	控除額 一般(16歳以上):380,000円  19歳以上23歳未満:630,000円  70歳以上:480,000円 うち同居老親:580,000円 控除対象者の所得要件 380,000円以下
社会保険料 控除	同左	同左
老年者控除	廃止	同左
税率	6段階(5, 10, 20, 23, 33, 40)	同左 ※復興特別所得税を付加
定率減税等	定率減税廃止	同左
利子配当課税	利子課税:分離課税 配当課税:総合課税と分離課税の選択 ※配当税額控除あり	同左

## 表 2 住民税制の変遷

	1994	1999	2004
	165万円以下 : 40%	180万円以下 : 40%	同左
	330万円以下 : 30%	360万円以下 : 30%	
給与所得	600万円以下 : 20%	660万円以下 : 20%	
控除	1,000万円以下:10%	1,000万円以下:10%	
	1,000万円超 :5%	1,000万円超 :5%	
	最低控除額:650,000円	最低控除額:650,000円	
	定額控除と定率控除の合計額	同左	同左
Ì	定額控除		
公的年金等	一般:1,000,000円		
控除 (前年の所得税と	65 歳未満:500,000 円		
同じ)	最低控除額		
	65 歳以上:1,400,000 円		
	65 歳未満:700,000 円		
基礎控除	310, 000円	330, 000円	同左
	AD. 040 000 FF	4D 000 000 FF	
配偶者控除	一般:310,000円	一般:330,000円	同左
	70歳以上: 360,000円	70歳以上:380,000円	
配偶者	最高310,000 円	最高330,000 円	同左
特別控除	控除対象配偶者の上乗せ適用あり	控除対象配偶者の上乗せ適用あり	
	一般:310,000 円	一般:330,000円	一般:330,000円
	70 歳以上:360,000 円	16 歳以上23 歳未満: 430,000 円	16 歳以上23 歳未満:450,000 円
	うち、同居老親:430,000円	70 歳以上:380,000 円	70 歳以上:380,000 円
	) ) ( 147 <u>11 147</u> 1 130, 000   1	うち、同居老親: 450,000 円	うち、同居老親: 450,000円
扶養控除		) ) ( PANEL DAY : 100, 000   1	) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
社会保険料	社会保険料納付額と同額	同左	同左
控除			
老年者控除	480,000 円	同左	同左
	所得割	所得割	所得割
	市町村民税	市町村民税	市町村民税
	160万円以下: 3%	200万円以下: 3%	200万円以下: 3% 200万円超 : 8%
	160万円超 : 8%	200万円超 : 8% 700万円超 : 10%	700万円超 : 8%
	550万円超 : 11% 道府県民税	道府県民税	道府県民税
	550万円以下: 2%	700万円以下: 2%	700万円以下: 2%
税率	550万円超 : 4%	700万円超 : 3%	700万円超 : 3%
	均等割	均等割	均等割
	市町村民税	市町村民税	市町村民税:3,000円
	人口50万以上: 2,500円	人口50万以上: 3,000円	道府県民税:1,000円
	人口5万-50万: 2,000円	人口5万-50万:2,500円	
	その他 : 1,500円	その他 : 2,000円	
	道府県民税:700円	道府県民税:1,000円	
定率減税等	定率減税20% (最高20 万円)	定率減税15% (最高4万円)	同左
	利之細拍,公離細拍	同左	同左
	利子課税:分離課税	PL4.	PIZE.
利子配当課税	※老人等の少額貯蓄非課税制度等あり		
	配当課税:総合課税と分離課税の選択		
	※配当税額控除あり		1

(注)財務省財務総合政策研究所 『財政金融統計月報』 より筆者作成

## 表 2 住民税制の変遷(つづき)

	2009	2014
		2014
	同左	180万円以下 : 40%
		360万円以下 : 30% +18万
給与所得		660万円以下 : 20% +54万
控除		1,000万円以下:10% +120万
		1,500万円以下:5% +170万
		1,500万円超 : 245万円
		最低控除額:650,000円
	定額控除と定率控除の合計額	同左
	定額控除:500,000 円	
	最低控除額	
公的年金等	65 歳以上:1,200,000 円	
控除	65 歳未満:700,000 円	
	03 成不间 . 700,000 円	
基礎控除	同左	同左
配偶者控除	同左	同左
HEIPY II III//		
T7 /m -b/	最高330,000 円	最高330,000 円
配偶者 特別控除	控除対象配偶者の上乗せ適用なし	控除対象配偶者の上乗せ適用なし
がが北下		
	同左	一般 (16 歳以上) : 330,000 円
		19 歳以上23 歳未満:450,000 円
		70 歳以上:380,000 円
		うち、同居老親: 450,000 円
扶養控除		75、同店名献 . 450,000 円
社会保険料	同左	同左
控除		
老年者控除	廃止	同左
- LI LIE		
	所得割	所得割
	市町村民税:一律 6%	市町村民税:一律 6%
	道府県民税:一律 4%	道府県民税:一律 4%
	均等割	均等割
	市町村民税:3,000円	市町村民税:3,500円
724 -t-	道府県民税:1,000円	道府県民税:1,500円
税率		※復興増税に伴う均等割の増額
	定率減税廃止	同左
定率減税等		Jed CTP
-	調整控除導入	P+
	利子課税:分離課税	同左
利子配当課税		
	配当課税:総合課税と分離課税の選択	
	※配当税額控除あり	

表 3 控除による負担軽減効果

所得階層	1994	1999	2004	2009	2014	20 年間の増減
I	12.9%	13.1%	13.0%	11.6%	12.2%	-0.7%pt
П	15.3%	15.0%	14.3%	13.3%	13.6%	-1.8%pt
Ш	15.9%	15.8%	15.0%	13.5%	13.5%	-2.5%pt
IV	16.1%	15.8%	15.2%	13.3%	13.3%	-2.8%pt
V	16.5%	16.2%	15.2%	13.4%	13.3%	-3.2%pt
VI	17.0%	16.2%	15.4%	13.6%	13.3%	-3.7%pt
VII	17.1%	16.2%	15.6%	13.8%	13.6%	-3.5%pt
VIII	17.3%	16.1%	15.7%	13.9%	13.9%	-3.4%pt
IX	17.5%	16.0%	15.6%	13.8%	14.1%	-3.4%pt
X	17.4%	14.7%	14.7%	12.9%	13.4%	-4.0%pt
全体平均	16.2%	15.4%	14.9%	13.3%	13.4%	-2.9%pt

表 4 控除による負担軽減効果 (データの年を 2014 年に固定した場合)

所得階層	1994	1999	2004	2009	2014	20 年間の増減
I	12.0%	12.8%	12.7%	12.1%	12.2%	0.2%pt
П	13.9%	14.5%	14.4%	13.7%	13.6%	-0.3%pt
Ш	14.5%	14.9%	14.7%	13.6%	13.5%	-1.0%pt
IV	14.8%	15.2%	15.0%	13.4%	13.3%	-1.5%pt
V	14.8%	15.3%	15.0%	13.4%	13.3%	-1.5%pt
VI	15.0%	15.3%	15.1%	13.4%	13.3%	-1.7%pt
VII	15.6%	15.6%	15.3%	13.7%	13.6%	-2.0%pt
VIII	16.0%	15.7%	15.4%	13.8%	13.8%	-2.2%pt
IX	16.6%	15.8%	15.6%	13.9%	14.1%	-2.5%pt
X	17.2%	14.9%	14.8%	12.9%	13.4%	-3.8%pt
全体平均	15.0%	14.9%	14.7%	13.3%	13.4%	-1.6%pt

表 5 控除による負担軽減効果 (制度の年を 2014年に固定した場合)

所得階層	1994	1999	2004	2009	2014	20 年間の増減
I	12.6%	12.3%	12.2%	11.6%	12.2%	-0.4%pt
П	13.5%	13.0%	13.1%	13.0%	13.6%	0.1%pt
Ш	13.8%	13.4%	13.3%	13.3%	13.5%	-0.3%pt
IV	13.9%	13.6%	13.3%	13.1%	13.3%	-0.6%pt
V	14.0%	13.8%	13.4%	13.3%	13.3%	-0.8%pt
VI	14.2%	14.0%	13.6%	13.5%	13.3%	-0.9%pt
VII	14.3%	14.1%	14.0%	13.7%	13.6%	-0.7%pt
VIII	14.4%	14.2%	14.2%	14.0%	13.9%	-0.6%pt
IX	14.4%	14.3%	14.2%	14.1%	14.1%	-0.3%pt
X	13.5%	13.4%	13.3%	13.4%	13.4%	-0.1%pt
全体平均	13.8%	13.6%	13.4%	13.3%	13.4%	-0.5%pt

表 6 サブグループ毎の控除による負担軽減効果

	1994	1999	2004	2009	2014
①全世帯	16.2%	15.4%	14.9%	13.3%	13.4%
②現役世帯	16.6%	15.6%	14.9%	13.5%	13.3%
③引退世帯	14.6%	15.0%	14.9%	12.8%	13.5%
④正規雇用世帯	17.6%	16.6%	15.3%	14.5%	14.1%
⑤非正規雇用世帯	13.8%	13.8%	13.7%	12.6%	13.0%
4-5	3.8%pt	2.8%pt	1.6%pt	1.8%pt	1.1%pt

## 表 7 税の再分配効果

## (a) 全世帯

		1994	1999	2004	2009	2014
所得格差(課税前)	(1)	0.690	0.649	0.682	0.698	0.706
所得格差(課税後,控除無)	(2)	0.542	0.572	0.584	0.602	0.601
所得格差(課税後,控除有)	(3)	0.555	0.564	0.580	0.598	0.595
再分配効果(税全体)	(4)=((3)-(1))/(1)	-19.6%	-13.0%	-14.9%	-14.4%	-15.8%
うち税率等の寄与(%pt)	(5)=((2)-(1))/(1)	-21.4%	-11.9%	-14.3%	-13.8%	-14.9%
うち控除の寄与(%pt)	(6)=((3)-(2))/(1)	1.8%	-1.1%	-0.6%	-0.6%	-0.8%

## (b) 現役世帯

		1994	1999	2004	2009	2014
所得格差(課税前)	(1)	0.623	0.605	0.611	0.644	0.620
所得格差 (課税後, 控除無)	(2)	0.503	0.538	0.534	0.563	0.539
所得格差(課税後,控除有)	(3)	0.513	0.528	0.532	0.560	0.538
再分配効果(税全体)	(4)=((3)-(1))/(1)	-17.7%	-12.8%	-13.0%	-13.0%	-13.1%
うち税率等の寄与(%pt)	(5)=((2)-(1))/(1)	-19.2%	-11.1%	-12.7%	-12.5%	-13.0%
うち控除の寄与(%pt)	(6)=((3)-(2))/(1)	1.5%	-1.6%	-0.3%	-0.6%	-0.2%

## (c) 引退世帯

		1994	1999	2004	2009	2014
所得格差(課税前)	(1)	1.022	0.784	0.878	0.802	0.837
所得格差(課税後, 控除無)	(2)	0.724	0.667	0.713	0.665	0.678
所得格差(課税後, 控除有)	(3)	0.751	0.667	0.700	0.653	0.658
再分配効果(税全体)	(4)=((3)-(1))/(1)	-26.5%	-15.0%	-20.3%	-18.5%	-21.3%
うち税率等の寄与(%pt)	(5)=((2)-(1))/(1)	-29.1%	-14.9%	-18.7%	-17.1%	-18.9%
うち控除の寄与(%pt)	(6)=((3)-(2))/(1)	2.6%	0.0%	-1.6%	-1.4%	-2.4%

## (d) 正規雇用世帯

		1994	1999	2004	2009	2014
所得格差(課税前)	(1)	0.506	0.484	0.642	0.499	0.466
所得格差(課税後,控除無)	(2)	0.430	0.444	0.546	0.455	0.424
所得格差(課税後,控除有)	(3)	0.442	0.441	0.536	0.455	0.430
再分配効果(税全体)	(4)=((3)-(1))/(1)	-12.7%	-9.0%	-16.4%	-9.0%	-7.6%
うち税率等の寄与(%pt)	(5)=((2)-(1))/(1)	-15.1%	-8.4%	-14.9%	-8.8%	-9.0%
うち控除の寄与(%pt)	(6)=((3)-(2))/(1)	2.4%	-0.6%	-1.5%	-0.1%	1.4%

## (e) 非正規雇用世帯

		1994	1999	2004	2009	2014
所得格差(課税前)	(1)	0.625	0.620	0.618	0.557	0.526
所得格差 (課税後, 控除無)	(2)	0.565	0.578	0.568	0.517	0.487
所得格差(課税後, 控除有)	(3)	0.587	0.592	0.584	0.523	0.494
再分配効果(税全体)	(4)=((3)-(1))/(1)	-6.0%	-4.4%	-5.6%	-6.1%	-6.2%
うち税率等の寄与(%pt)	(5)=((2)-(1))/(1)	-9.6%	-6.8%	-8.2%	-7.3%	-7.5%
うち控除の寄与(%pt)	(6)=((3)-(2))/(1)	3.5%	2.4%	2.6%	1.2%	1.3%

表 8 再分配効果の 2 時点間比較に関する要因分解 (a)1994 年→2014 年

		要因分解						(参考)再分配効果の変化			
	格差変化	格差変化	非制度変更要因	非制度変更要因	制度変更要因	制度変更要因	全体	うち税率等の寄与	うち控除の寄与		
	(課税後)	(課税前)	(税率等)	(控除)	(税率等)	(控除)					
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)=(3)+(4) +(5)+(6)	(8)=(3)+(5)	(9)=(4)+(6)		
A.111.000	0.044	0.016	0.005	0.005	0.020	0.005	0.005	0.049	0.010		
全世帯	0.041	0.016	0.005	0.007	0.038	-0.025	0.025	0.043	-0.018		
現役世帯	0.027	-0.003	0.008	0.008	0.032	-0.018	0.030	0.040	-0.011		
引退世帯	-0.093	-0.185	0.093	-0.011	0.047	-0.036	0.093	0.139	-0.047		
正規雇用世帯	-0.011	-0.041	0.018	0.005	0.016	-0.010	0.029	0.035	-0.005		
非正規雇用世帯	-0.094	-0.099	0.022	-0.008	-0.001	-0.007	0.005	0.020	-0.015		

## (b)1994 年→1999 年

				要因分解		(参考)再分配効果の変化	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		
	格差変化	格差変化	非制度変更要因	非制度変更要因	制度変更要因	制度変更要因	全体	うち税率等の寄与	うち控除の寄与
	(課税後)	(課税前)	(税率等)	(控除)	(税率等)	(控除)			
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)=(3)+(4) +(5)+(6)	(8)=(3)+(5)	(9)=(4)+(6)
全世帯	0.010	-0.041	0.041	0.001	0.029	-0.021	0.051	0.071	-0.020
現役世帯	0.015	-0.018	0.025	0.000	0.027	-0.019	0.033	0.052	-0.019
引退世帯	-0.084	-0.238	0.145	0.001	0.036	-0.028	0.154	0.180	-0.027
正規雇用世帯	-0.001	-0.022	0.018	0.000	0.018	-0.015	0.021	0.036	-0.015
非正規雇用世帯	0.005	-0.005	0.010	0.000	0.007	-0.008	0.010	0.017	-0.007

## (c)1999 年→2004 年

			要因分解					(参考)再分配効果の変化			
	格差変化	格差変化	非制度変更要因	非制度変更要因	制度変更要因	制度変更要因	全体	うち税率等の寄与	うち控除の寄与		
	(課税後)	(課税前)	(税率等)	(控除)	(税率等)	(控除)					
	(1)	(2)	(2)	(4)	(5)	(6)	(7)=(3)+(4)	(9)-(2)±(5)	(0)-(4)±(6)		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	+(5)+(6)	(8)=(3)+(5)	(9)=(4)+(6)		
全世帯	0.015	0.033	-0.021	0.001	0.000	0.002	-0.017	-0.020	0.003		
現役世帯	0.004	0.006	-0.011	0.005	0.000	0.003	-0.003	-0.010	0.008		
引退世帯	0.033	0.093	-0.048	-0.015	0.001	0.001	-0.061	-0.047	-0.013		
正規雇用世帯	0.096	0.158	-0.056	-0.010	0.001	0.003	-0.062	-0.055	-0.007		
非正規雇用世帯	-0.009	-0.001	-0.008	0.000	0.000	0.001	-0.007	-0.008	0.001		

# (d)2004 年→2009 年

				要因分解		(参考)再分配効果の変化	果の変化		
	格差変化	格差変化	非制度変更要因	非制度変更要因	制度変更要因	制度変更要因	全体	うち税率等の寄与	うち控除の寄与
	(課税後)	(課税前)	(税率等)	(控除)	(税率等)	(控除)			
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)=(3)+(4) +(5)+(6)	(8)=(3)+(5)	(9)=(4)+(6)
全世帯	0.018	0.017	0.001	0.004	0.000	-0.004	0.001	0.001	0.000
現役世帯	0.028	0.032	-0.002	0.002	0.000	-0.004	-0.004	-0.002	-0.002
引退世帯	-0.046	-0.076	0.027	0.009	0.000	-0.006	0.030	0.028	0.002
正規雇用世帯	-0.082	-0.142	0.052	0.013	0.000	-0.004	0.061	0.052	0.009
非正規雇用世帯	-0.060	-0.061	0.012	-0.004	-0.001	-0.005	0.001	0.010	-0.009

(e)2009 年→2014 年

			要因分解					(参考)再分配効果の変化			
	格差変化	格差変化	非制度変更要因	非制度変更要因	制度変更要因	制度変更要因	全体	うち税率等の寄与	うち控除の寄与		
	(課税後)	(課税前)	(税率等)	(控除)	(税率等)	(控除)					
	(1)	(2)	(2)	(4)	(5)	(6)	(7)=(3)+(4)	(9)-(2)±(5)	(0)-(4)±(6)		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	+(5)+(6)	(8)=(3)+(5)	(9)=(4)+(6)		
全世帯	-0.003	0.008	-0.006	-0.005	-0.003	0.003	-0.010	-0.009	-0.002		
現役世帯	-0.021	-0.024	0.003	-0.002	-0.002	0.005	0.004	0.001	0.003		
引退世帯	0.004	0.034	-0.018	-0.011	-0.004	0.002	-0.030	-0.021	-0.009		
正規雇用世帯	-0.024	-0.034	0.003	0.002	-0.001	0.005	0.010	0.002	0.007		
非正規雇用世帯	-0.030	-0.031	0.002	-0.001	-0.001	0.001	0.001	0.001	0.000		